

- 燃料サーチャージ制導入
○下請・荷主適正取引推進
- のための

トラック輸送

適正取引相談窓口

国土交通省においては、「燃料サーチャージ制導入」及び「適正取引の推進」についての、トラック事業者からの疑問・相談について、優先的に対応するため、各地方運輸局、各地方運輸支局の相談窓口の取組を強化しておりますので、積極的にご相談下さい。

相談窓口(集中対応期間)／平成24年12月10日～平成25年3月末日
(土日・祝日・閉庁日を除く)

○燃料サーチャージ制導入にあたっての相談(例)

- ・トラック業界における燃料サーチャージ制とはどういうものですか。
- ・燃料サーチャージを導入するにあたっての具体的な算出例を教えてください。

○トラック運送業における適正取引についての相談(例)

- ・取引先との交渉をスムーズに行うにはどのようにすれば良いか教えてください。
- ・取引先から適正な料金を頂くにはどのように説明すれば良いか教えてください。
- ・取引先にどのように原価計算を説明するのが効果的か教えてください。



○適正取引相談窓口一覧

	担当部局	担当課、運輸支局担当部署	〒	住 所	電話番号
1	自動車局	貨物課	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8575
2	四国運輸局	自動車交通部 貨物課	771-1156	高松市松島町1丁目17-33 高松第二地方合同庁舎	087-835-6365
3		徳島運輸支局 輸送・監査担当	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811
4		香川運輸支局 輸送・監査担当	761-8023	高松市鬼無町字佐藤20-1	087-882-1357
5		愛媛運輸支局 輸送・監査担当	791-1113	松山市森松町1070	089-956-1563
6		高知運輸支局 輸送・監査担当	781-5103	高知市大津乙1879-1	088-866-7311

○トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン ○トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン

国土交通省においては、燃料サーチャージ制の導入その他適正取引の推進のために各種ガイドラインを策定しておりますので、ご参考にしてください。

【ホームページ】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html

※国土交通省トップページ(<http://www.mlit.go.jp/>)⇒国土交通省の施策(自動車)
⇒トラック輸送適正取引相談窓口⇒各種ガイドライン